
株式取扱規程

Ver.2.0

株式会社エス・エム・エス

目 次

総則	4
1.1 目的	4
1.2 所管部門	4
1.3 施行日	4
2 細則	5
2.1 株主名簿管理人	5
2.2 請求または届出	5
2.3 株主名簿への記載または記録	5
2.4 株主名簿に使用する文字	6
2.5 新株予約権原簿への記載または記録等	6
2.6 株主等の住所および氏名または名称の届出	6
2.7 外国居住株主等の届出	6
2.8 法人の代表格	6
2.9 共有株式の代表者	6
2.10 法定代理人	7
2.11 その他の届出	7
2.12 新株予約権者の届出事項等	7
2.13 少数株主権等の行使方法	7
2.14 株主提案議案の株主総会参考書類	7
2.15 単元未満株式の買取請求の方法	8
2.16 買取価格の決定	8
2.17 買取株式の移転	8
2.18 買取代金の支払	8
2.19 買増請求の方法	8
2.20 買増請求の制限	8
2.21 買増価格の決定	9
2.22 買増株式の移転の時期	9
2.23 買増請求の受付停止	9
2.24 手数料	9

制定・改定履歴

規程管理表			
文書番号		文書名	株式取扱規程
規程体系・種別		準拠規程	
付属書名		従属規程、従属文書	
文書の目的	当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等について定め、業務の確立を図り、効率性を高めることを目的とする。		
施行日	2016年6月24日		
情報資産管理責任者	法務・内部統制業務を所管する部門の部門長		
管理レベル	社外秘		
発行管理			
情報担当者	法務・内部統制業務を所管する部門の部門員		
原本保管場所	規程管理規程に定める規程類の掲載場所		
改版・変更管理	法務・内部統制業務を所管する部門の部門長		
原本管理	法務・内部統制業務を所管する部門の部門長		
閲覧者	全役職員		
保存期間	規程廃止後2年で廃棄		
変更管理			
施行日	制定・改定理由	承認日	承認主体
2005/2/21	Ver.1.0 制定		取締役会
2005/10/1	Ver.1.1		取締役会
2006/6/21	Ver.1.2		取締役会
2006/11/27	Ver.1.3		取締役会
2008/3/13	Ver.1.4 上場に伴う	-	-
2008/5/19	Ver.1.5		取締役会
2008/10/22	Ver.1.6		取締役会
2010/1/6	Ver.1.7 株券電子化に伴い自動的に削除	-	-
2013/4/1	Ver.1.8 株式分割に伴う各種変更	2013/2/22	取締役会
2013/6/19	Ver.1.9 買増請求に関する規定追加	2013/6/19	取締役会
2016/6/24	Ver.2.0 監査等委員会設置会社への移行に伴う改定	2016/6/24	取締役会

総則

1.1 目的

- (1) 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第 11 条の規定に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。
- (2) 当社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

1.2 所管部門

本規程は、法務業務の所管部門が所管する。

1.3 施行日

本規程の Ver.2.0 は、2016 年 6 月 24 日より施行する。

2 細則

2.1 株主名簿管理人

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

- ① 株主名簿管理人
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 同事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

2.2 請求または届出

- (1) この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに2.13.(1)に定める場合は、この限りでない。
- (2) 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、補佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- (3) 当社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- (4) 当社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

2.3 株主名簿への記載または記録

- (1) 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。
- (2) 当社は、株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
- (3) 前 2 項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

2.4 株主名簿に使用する文字

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

2.5 新株予約権原簿への記載または記録等

- (1) 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
- (2) 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

2.6 株主等の住所および氏名または名称の届出

- (1) 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。
- (2) 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、2.3.(3)に定める場合はこの限りでない。

2.7 外国居住株主等の届出

- (1) 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。
- (2) 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- (3) 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、2.3.(3)に定める場合はこの限りでない。

2.8 法人の代表格

- (1) 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。
- (2) 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、2.3.(3)に定める場合はこの限りでない。

2.9 共有株式の代表者

- (1) 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。
- (2) 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、2.3.(3)に定める場合はこの限りでない。

2.10 法定代理人

- (1) 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。
- (2) 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、2.3.(3)に定める場合はこの限りでない。

2.11 その他の届出

- (1) 2.6 から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、2.3.(3)に定める場合はこの限りでない。
- (2) 証券会社等で受理または取り次ぐことが出来ないできない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

2.12 新株予約権者の届出事項等

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、2.6 から前条までの規定を準用する。ただし、2.5.(2)による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

2.13 少数株主権等の行使方法

- (1) 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知(振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。)の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- (2) 前項の少数株主権等の行使については、2.2.(2),(4),(5)を適用するものとする。

2.14 株主提案議案の株主総会参考書類

前条第 1 項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- ① 提案の理由
各議案ごとに 400 字
- ② 監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役および会計監査人の選任に関する事項
各候補者ごとに 400 字

2.15 単元未満株式の買取請求の方法

単元未満株式を有する株主が単元未満株式の買取を請求（以下「買取請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

2.16 買取価格の決定

- (1) 買取請求の買取単価は、買取請求が 2.1 に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- (2) 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

2.17 買取株式の移転

買取請求を受けた単元未満株式は、2.16 による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えられるものとする。

2.18 買取代金の支払

- (1) 当会社は、2.16 により算出された買取価格から 2.19 に規定する手数料及びこれにかかる消費税相当額を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
- (2) 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

2.19 買増請求の方法

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

2.20 買増請求の制限

同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超

えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

2.21 買増価格の決定

- (1) 単元未満株式の買増単価は、2.19 の請求が、2.1 に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- (2) 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

2.22 買増株式の移転の時期

買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の振替口座に対する振替の申請を行うものとする。

2.23 買増請求の受付停止

- (1) 当会社は、次の各号に定める日から起算して10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
 - ① 3 月31 日
 - ② 9 月30 日
 - ③ その他の株主確定日
- (2) 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

2.24 手数料

- (1) 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。
- (2) 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。